

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループは、経営理念である「わたしたちは『心』のこもった接客、一流のサービス、最適な情報を提供し、お客様から信頼を得ます。そして会社の発展と社員の幸福の実現をめざします。」という考え方の下、事業を探索し、新世代の通信規格や最先端のデジタルテクノロジーを活用した商品やソリューションの提供により、誰もが安心・安全・便利に暮らせる「未来の街(Safe City)」の実現を目指しております。また、当社グループは、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員、地域社会等の全てのステークホルダーの利益を重視した経営を行うことが、当社グループの使命であると考えており、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実・強化を図り、経営の健全性、透明性及び効率性を確保することが経営上の重要課題であると認識しています。

前述の実現に向け、当社グループでは、株主総会の充実、取締役会及び監査役会の機能強化、適時適切な情報開示・IR活動の実施、内部管理体制の強化等により、盤石なコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2 株主総会における権利行使】

当社は、機関投資家や海外投資家が議決権を行使し易い環境整備や招集通知の英訳が必要と認識しておりますが、現在、機関投資家等に向けた電子的な議決権行使の採用、招集通知の英訳は行っていません。今後は、当社株主の構成比における機関投資家等の比率を注視しつつ、機関投資家等向け議決権行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳について検討を進めてまいります。

【補充原則2-4 女性の活躍促進を含む社内での多様性の確保】

当社は、性別、国籍、中途採用等に囚われず、個人の能力や成果の人事評価をもとに管理職及び中核人材に登用することを基本方針としております。現在、外国人の管理職登用については実績がありませんが、女性や中途採用者については管理職に登用しております。また、これらの目標値は設定していません。今後、中長期的な企業価値の向上に向けた人材戦略の取り組みのなかで、目標値の設定に努めてまいります。

【補充原則3-1 情報開示の充実】

当社の株主構成における海外投資家比率が低いことから、英語での情報開示・提供を現時点では行っていませんが、今後の海外投資家の株主の増加等の状況に応じて、英語での提供を検討してまいります。

【補充原則3-1 情報開示の充実】

当社は、持続可能な社会に貢献することは重大な責務と考えております。当社におけるサステナビリティ関連の目標等は、管理部が企画・立案を行い、リスク・コンプライアンス委員会での報告・審議を経て策定する体制を構築しておりますが、現在はまだ具体的な情報開示及び提供を行っていません。今後もサステナビリティ経営を追求するなかで、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等にとどのような影響を与えるかについて、必要なデータの収集と分析を行い、必要に応じて施策を講じるよう努めてまいります。

【補充原則3-2 外部会計監査人】

当社監査役会では、外部会計監査人候補の評価に関する明確かつ詳細な判断基準事項は策定していませんが、外部監査人の独立性の保持や適正な監査を実施しているかを監視及び検証し、職務遂行状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに日本監査役協会が発行する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。今後、必要に応じて基準の策定を検討してまいります。また、当社監査役会では、日本監査役協会が発行する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人であるかなで監査法人は、独立性・専門性ともに問題ないものと認識しております。

【補充原則4-1 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、グループ全体の中期的な事業計画について、その進捗や市場動向を踏まえながら随時見直しを行い、取締役会で検討を行っております。当社は、中期的な事業計画を対外的に公表することで、株主を含むステークホルダーとの対話を考える一方で、事業環境の変化に即応するためには、経営の機動性と機敏性を保持することも重要と考えております。中期的な事業計画の公表については、これらのバランスを考慮に入れ、公表の可否を検討してまいります。

【補充原則4-3、4-3 取締役会の役割・責務(3)】

当社は、取締役の選解任については、経営諮問委員会での審議を経ることで客観性・適時性・透明性を確保しておりますが、取締役の選解任に関する具体的な手続きや基準等を定めておりません。今後、取締役としてのスキル・能力・経験等の定義を作成し、取締役の選解任手続きの客観性・適時性・透明性を高めることを検討してまいります。

【補充原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は取締役6名、うち社外取締役2名で構成しており、また社外監査役3名が出席することで、独立した客観的な立場から、経営陣に対する実効性の高い監督を行うとともに、より公正かつ透明性の高い経営を行っております。また、社外取締役2名および社外監査役3名は、構成メンバーの多様性への配慮から、当社として必要な経験・スキルを有する人を組み合わせ選任しております。具体的には、他社の経営者等の経営経験・経営監督経験を有するほか、財務および会計の幅広い経験を有しており、また弁護士事務所での弁護活動等を有しており、それらの知識や経験による外部からの視点に基づき、独立した中立な立場から、取締役会での適切な意見、判断を行う体制としております。

取締役会では、全社計画に基づく目標の達成度等を総合的に勘案し、また経営諮問委員会の答申を踏まえ、取締役候補者選任を行っております。取締役選任には株主総会でご承認を頂いております。なお、当社におけるスキル・マトリックスについては、今後作成し開示することを検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社取締役会は、社外取締役2名及び社外監査役3名が出席しており、それぞれの専門分野における豊富な経験と知識に基づき、当社の中長期的な企業価値の向上と少数株主利益の観点から、経営監督だけでなく、適切な助言・提言を受けております。また、事前の取締役会資料の配布から審議の活性化を図り、取締役会の実効性の向上を図っております。今後、当社は、取締役会の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を公表することを検討してまいります。

【補充原則4 - 14 、4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

当社では、役員として十分な知識と経験等を有した者が就任しております。就任後も期待される役割や責務を適切に果たすため、役員が必要な知識や情報等を得るためのトレーニングの機会を提供及び斡旋し、必要と認められる範囲において費用を支援しております。そのトレーニングに係る方針及び開示に関しては、今後必要に応じて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は現状、政策保有株式を保有しておりません。また、当社は原則上場株式を保有しないものとしておりますが、今後、保有する場合には、投資先企業との長期的・安定的な関係の維持・強化など事業運営上の観点や投資額などから妥当性を判断した上で、その可否決定する方針であります。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、グループ会社間の取引を除き、原則関連当事者間の取引を発生させないことを基本方針としております。もし、関連当事者間の取引が発生する恐れがある場合は、法令や社内規程等に基づき、取引内容の合理性及び妥当性を判断した上で当該取引の必要性を判断し、社外取締役及び社外監査役の見解を踏まえた上で取締役会の承認を得る体制を構築しております。

【補充原則2 - 4 関連当事者の取引】

前述の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りとなります。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、従業員の資産形成のため、確定拠出年金制度を導入しております。各自の運用に資するため、適切な運用期間・運用商品を選定し、従業員への定期的な教育を実施しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

()経営理念等については、「経営理念」として当社ホームページに掲載、開示いたします。

<https://daiwawa.com/company#philosophy>

()コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、コーポレート・ガバナンス報告書や有価証券報告書に記載することで開示いたします。

()役員の報酬等の額は、年間報酬総額の上限を取締役は2億円(対象となる取締役の員数は4名であり、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない)、社外役員は同3千万円(対象となる社外役員の員数は5名)とすることを、2017年9月22日株主総会において決議しております。取締役会の任意の諮問機関として、経営諮問委員会を設置しており、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定については同委員会で審議し、取締役会において担当職務・業績・貢献度等を総合的に勘案した上で役員報酬制度を定めております。また、取締役の個人別の報酬等の内容決定にあたっては、経営諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

()当社の取締役候補者の選定・解任にあたっては、経営諮問委員会において審議のうえ取締役会へ提言を行います。取締役会は経営諮問委員会からの提言を最大限尊重し、定款と取締役会規程に基づき取締役候補者を選定し、株主総会の選任・解任議案として提出しています。取締役候補者の選定基準、企業価値の向上に寄与する資質・能力、各専門分野に対する深い知見を備えていること等としています。また、監査役候補者の選定にあたって、監査役会規程及び監査役監査規程に基づき、取締役会が監査役会の同意の下、候補者を選定し、株主総会の選任議案として提出しています。

()当社は、取締役候補者及び監査役候補者に関する選任理由を、株主総会に選任議案として上程し、その内容を株主総会招集通知にて開示しています。

【補充原則3 - 1 情報開示の充実】

前述の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りとなります。

【補充原則4 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

当社取締役会は、法令、定款により取締役会が決定すべき定められた事項のほか、取締役会が判断すべき当社および子会社各社の重要事項を取締役会規程で明確に定めております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づく独立社外取締役の選任を行っています。独立社外取締役の候補者は、企業価値向上に寄与する資質・能力、各専門分野に対する深い知見を備えていること等に加えて、取締役会での建設的な議論に積極的に参加し、臆することなく意見を述べることができる人物を選任しています。

【補充原則4 - 10 任意の仕組みの活用】

現在、当社の取締役会の構成は取締役総数6名であり、うち独立社外取締役が2名です。また、当社はCEO及び社外取締役2名で構成する任意の経営諮問委員会を設置し、取締役の選任・解任、代表取締役社長の指名、取締役の報酬に関する事項を取締役会に提言しています。なお、経営諮問委員会は、過半数を独立社外役員で構成することで独立性を担保しています。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社では定款で取締役を8名以内と定めており、取締役会は経営諮問委員会の審議を踏まえ、年齢、ジェンダー、経歴・経験、専門分野等も考慮し取締役に最適と思われる人材を取締役候補者として選任しております。また取締役会は、営業、財務・経理、リスク管理等に精通した取締役を選任することで知識、経験、能力のバランスに配慮しております。また社外取締役は、経験、出身分野、企業経営等も含む多様性を意識し、選任しております。現在、取締役会は独立社外取締役2名を含む6名で構成しております。

【補充原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役の兼任状況については、有価証券報告書及び株主総会招集通知により開示しております。

【補充原則4 - 11 】

前述の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りとなります。

【補充原則4 - 14 】

前述の【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載の通りとなります。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主及び投資家との信頼関係を築くため、社長及びIR担当部門等が積極的に対話を努めております。具体的には、機関投資家向けの決算説明会や個別説明会、個人投資家説明会への参加を通じて株主との対話の機会を設ける方針としております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応(検討中)】

当社グループにおける2024年3月期は、売上高5,159百万円となり、売上総利益率は32.3%、営業利益率は7.1%、ROEは10.1%となりました。また、当社は、PBRが1.13倍(2024年3月期末時点)となっており、株式市場から一定の評価をいただいていると分析しております。なお、今後も企業価値の向上を目指し、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、次の取り組みを推進してまいります。

- (1) 成長率の確保と収益率の向上
- (2) 株主や投資家との対話の推進
- (3) 利益成長と株主還元のバランスを考慮した設備投資

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
IWAMOTOアセットマネジメント株式会社	1,350,000	49.87
岩本 秀成	566,000	20.91
前田 憲司	48,000	1.77
隈田 佳孝	26,400	0.98
溪泰 博	18,500	0.68
高木 光昭	8,500	0.31
多賀 勝用	8,000	0.30
木本 利夫	8,000	0.30
多田 野昭	8,000	0.30
和田 享	7,800	0.28

支配株主(親会社を除く)の有無 岩本秀成

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 スタンダード

決算期 3月

業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引を含めた関連当事者取引は、関連当事者としての有利な立場を利用して会社の財政状態や経営成績に影響を及ぼす取引であると認識しており、支配株主との取引については少数株主の保護の観点から原則行わない方針です。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
米沢 寛	他の会社の出身者													
木村 基之	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
米沢 寛			米沢氏は、多事業を経営する経営者として、豊富な経営経験を有しております。同氏の知識と経験に基づき当社の経営を監督していただくとともに、当社経営全般に対する助言を期待して社外取締役を選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
木村 基之			木村氏は、弁護士として企業法務及び会社法に関する相当程度の知見を有しており、社外取締役として独立した立場から、当社の経営に対する監督・助言を期待して社外取締役を選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	経営諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

経営諮問委員会は、監査役3名(社外監査役岡本誠、社外監査役武部勝、社外監査役宮川昌江)が監督機能の強化、また経営の透明性及び公平性を担保する目的のため、オブザーバーとして参加しています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	3名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、監査の有効性及び効率性の向上を図るため、会計監査人より監査計画、職務遂行状況及びその結果などについて適宜報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。また、監査役、会計監査人、内部監査担当者は、適宜に会合を持ち、相互補完体制から効果的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡本 誠	他の会社の出身者													
宮川 昌江	他の会社の出身者													
武部 勝	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡本 誠		岡本誠氏は、2009年7月まで当社の取引先である三井住友信託銀行(株)に在籍していましたが、同社退職から13年以上経過しており、出身会社の施行に影響される立場にないと判断しております。	岡本誠氏は、上場会社での財務・経理並びにマネジメントに関する経験を有していることから、その知識と経験に基づき議案審議等に適宜助言又は提言を期待して社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
宮川 昌江		宮川昌江氏は、2020年4月まで(株)シービーユーの代表取締役でありました。当社と同社の間に資本関係及び取引関係はありません。	宮川氏は、事業会社の取締役を長年務めたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その知識と経験に基づき議案審議等に適宜助言又は提言を期待して社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。
武部 勝			武部氏は、投資顧問会社の会社経営で培った税務・法務・金融の知識を有しており、その知識と経験に基づき議案審議等に適宜助言又は提言を期待して社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在、取締役に対するインセンティブ付与に関する施策は実施しておりませんが、今後の課題として当社に適したインセンティブ付与について検討していきたいと考えております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の2024年3月期の報酬については、1億円以上となる者はいないため、個人別の報酬額を開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬決定については、株主総会で報酬総額の決議を得ております。各役員の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役は取締役会で決議し、監査役は監査役会の協議により決定しております。また、個別報酬は経営諮問委員会を開催し、取締役の報酬等の方針も含め決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、管理部及び経営企画室で行っております。各種資料を事前に送付するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)企業統治の体制、監査、監督の状況

当社は、取締役会、監査役会、経営諮問委員会を設置すると共に、内部監査担当者を選任しております。これら各機関の相互連携により、コーポレート・ガバナンスが有効に機能すると判断し、現状の企業統治体制を採用しております。

取締役会

取締役会は、代表取締役社長岩本秀成を議長に、取締役6名(専務取締役隈田佳孝、常務取締役前田憲司、取締役多賀勝用、社外取締役米沢寛、社外取締役木村基之)で構成されており、法令及び定款に定められた事項、経営の基本方針、業務の意思決定のほか、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。また、当社では経営陣の迅速な意思決定と業務執行を可能とするため、原則として月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催するとともに、取締役会規程において、取締役会に付議すべき事項を具体的に定めております。なお、取締役会の監督機能の強化、また経営の透明性及び公平性を担保する目的で、監査役3名(常勤社外監査役岡本誠、社外監査役武部勝、社外監査役宮川昌江)がオブザーバーとして参加しております。

監査役会

監査役会は、常勤社外監査役岡本誠を議長に、監査役3名(社外監査役宮川昌江、社外監査役武部勝)で構成されております。監査役会は、原則として月1回の定時監査役会の他、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況、監査役相互の情報共有を図っております。なお、各監査役は、取締役会及び必要に応じてその他の社内会議に出席し、取締役の職務遂行を監督するとともに、監査計画に基づいて会計監査及び業務監査を実施しております。監査役会は、内部監査担当者や会計監査人とも連携し、効率的かつ効果的な監査を実施しております。

経営諮問委員会

経営諮問委員会は、社外取締役米沢寛を議長に、委員3名(代表取締役社長岩本秀成、社外取締役木村基之)で構成されております。経営諮問委員会は、役員の報酬及び選任・解任並びに経営上の重要な事項に関し、取締役会決議事項の事前審議及び重要事項に関する協議、決定を行っております。なお、経営諮問委員会の監督機能の強化、また経営の透明性及び公平性を担保する目的で、監査役3名(常勤社外監査役岡本誠、社外監査役武部勝、社外監査役宮川昌江)がオブザーバーとして参加しております。

執行役員会

執行役員会は、代表取締役社長岩本秀成を議長に、取締役4名(代表取締役社長岩本秀成、専務取締役隈田佳孝、常務取締役前田憲司、取締役多賀勝用)、執行役員3名(執行役員セキュリティ事業部長小西啓太、執行役員モバイル事業部長小石寛人、執行役員経営企画室長大澤公治)で構成し、定例的(原則月1回)に開催しております。取締役会への上程議案の確認、部門毎の業務執行状況に関する報告を行っております。なお、監査役1名(常勤社外監査役岡本誠)は、オブザーバーとして参加しております。

リスク・コンプライアンス委員会

リスク・コンプライアンス委員会は、専務取締役隈田佳孝を委員長に、当社グループにおける各部門長で構成し、四半期に1回開催しております。当社グループにおけるコンプライアンス体制の強化及びリスク管理の実施状況を把握し、必要な措置について審議を行っております。なお、監査役1名(常勤社外監査役岡本誠)は、オブザーバーとして参加しております。

会計監査人

当社は、かなて監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けており、定期的な監査のほか、会計上の論点については適宜連携して適切な会計処理に努めております。

内部監査担当者

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けていませんが、代表取締役社長の指示の下、内部監査責任者を任命し、定期的に社長及び取締役会並びに監査役会に監査結果を報告しております。なお、内部監査責任者の所属する部門に対しては、他の部門から内部監査責任者を選任することで自己監査とならないよう手当てしております。内部監査担当者には、当社ビジネスや内部監査に対する専門知識を有した担当者を割り当てております。また、監査は必要に応じて、監査役及び会計監査人との調整を行い、効率的な監査に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、常勤性を有する監査役を設置しており、業務執行に対し取締役会に監督と監査役監査による適法性監査の二重モニタリングが可能な監査役会設置会社を採用しております。当該機関設計に加え、社外取締役2名を選任し、経営に参画させることで、取締役会及び監査役会等の実効性をより担保することが可能であるため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会議案について十分な検討時間を確保できるよう、電子提供措置及び招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主に出席いただけるよう、一般的に言われる集中日の開催を避ける対応を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット(パソコン、スマートフォン等)による議決権行使を可能としております。

議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	現在のところ該当はございませんが、今後、検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	現在のところ該当はございませんが、今後、検討すべき事項として考えております。
その他	当社WEBサイトおよび東京証券取引所WEBサイトにおいて招集通知の発送前開示を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社のホームページ上のIRページにて公表しております。 https://daiwawa.com/ir/management/disclosure	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算発表及び通期決算発表後に決算内容および今後の当社の方向性について、説明会の開催を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算発表及び通期決算発表後に決算内容および今後の当社の方向性について、説明会の開催を予定しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家と個別に電話会議やWebミーティングの実施に関しましては、海外機関投資家の持株比率を勘案し、検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて決算短信・適時開示資料・IRニュースを掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、ステークホルダーの立場を尊重し、良好な関係を構築するため、「株主の皆様や取引先各位、社員等当社グループに関係する皆様に喜ばれる会社となり、社会へ貢献すること」を基本方針としており、以下の規程を制定しております。 「インサイダー情報等の管理及びインサイダー取引の未然防止に関する規程」
環境保全活動、CSR活動等の実施	今後、検討すべき事項として考えております。 当社は、持続可能な社会に貢献することは重大な責務と考えております。当社におけるサステナビリティ関連の目標等は、管理部が企画・立案を行い、リスク・コンプライアンス委員会での報告・審議を経て策定する体制を構築しておりますが、現在はまだ具体的な情報開示及び提供を行っておりません。今後もサステナビリティ経営を追求するなかで、気候変動に係るリスク及び収益機会が当社の事業活動や収益等にどのような影響を与えるかについて、必要なデータの収集と分析を行い、必要に応じて施策を講じるよう努めてまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページにおいて決算説明会等により、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、当社グループ会社間の取引を法令、会計原則及びその他の社会規範に照らし、適切に行う。
内部監査担当者は、当社グループを定期的に監査し、法令等及び各種社内規程の周知・徹底及び適正な業務活動が行われているか監査する。また、監査内容に関しては定期的に報告書を作成し、監査報告及び是正状況を社長に報告する。

当社は、子会社管理規程に基づき、リスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要な助言等を行う。
 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 経営上の重要な事項は、審議基準に基づいて取締役会その他会議体により、リスクを審議・評価したうえで意思決定を行う。
 当社グループは、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。
 監査役への報告に関する体制及びその報告をした者がそれを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 当社グループの取締役及び従業員は、業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼす恐れのある事項を発見したときは、その内容を直ちに監査役に報告しなければならない。
 当社は、監査役へ報告を行った者に対し、それを理由として不利な取扱いを行わない旨を「リスク管理・コンプライアンス規程」に定める。
 監査役職務の執行について生ずる費用・債務の処理方針に関する事項
 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁する。
 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 監査役への求めがある場合、職務を補助すべき使用人を置く。当該使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、その人事については監査役と事前に協議を行う。
 その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
 代表取締役社長及び内部監査担当者は、監査役と定期的に意見交換を行う。
 監査役会は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高める。
 監査役は、取締役会を始め、執行役員会等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制とする。
 財務報告の信頼性を確保するための体制
 内部統制システムの構築に関する基本方針及び別途定める「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
 反社会的勢力排除に係る基本方針
 当社は、「反社会的勢力の排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係を遮断することを基本方針とする。その旨を役員及び従業員に周知徹底するとともに、外部機関からの情報収集に努め、事案発生時、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対する基本方針を定め、役員は、反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係を持たないよう努めております。「反社会的勢力の排除に関する規程」や「反社会的勢力等の調査実施マニュアル」を設け、反社会的勢力との取引の事前防止に努めております。また、全社的な周知徹底を図るべく、管理部における入社時の教育研修制度の構築や全体会議等で定期的にアナウンスにと努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制および適時開示手続きの概要に係るフローは以下のとおりです。



